

◇ 国 子ども・子育て会議基準検討部会(第9回)(12月11日)開催について ◇

◇ 12月11日子ども・子育て会議(第9回)が13:30~17:20まで開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介いたします。

議事内容 (1)地域型保育事業について (2)幼保連携型認定こども園の認可基準について (3)確認制度について (4)地域子ども・子育て支援事業について (5)その他

〈ポイント〉

- 小規模保育事業以外の地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の詳細について審議が行われた。
- 新制度における新設及び既存施設から移行する際の幼保連携型認定こども園の認可基準について審議が行われた。
- 新制度における教育・保育施設、地域型保育事業の運営基準等の確認制度について審議が行われた。

※以下敬称略

- ・無藤部会長の進行により、はじめに事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ定足数を満たしている旨報告された。併せて議事進行について説明された。
- ・岡田副大臣同席について紹介がなされた。
- ・事務局より12月16日に合同会議を予定することになった旨報告がなされた。

(1) 地域型保育事業について

- ・事務局より資料1「地域型保育事業について」について説明が行われ、協議に入った。

〈委員の主な意見概要〉

- 地域型給付について日本スポーツ振興センターの保険の対象外になるとのことなので、きちんと保険の給付を担保して頂きたい。
- 事業所内保育事業の基準については、地域の子どもを受け入れることも含めて認可保育所、小規模保育所と同様の基準づくりを5年程度の経過は考えつつ設けていく必要がある。社員食堂の活用についても慎重に考える必要がある。
- 自治体の立場としても現実的なあり方として事業所内保育事業については、木目の細かい対応ができることが望ましいのではないかと。複数の企業による共同運営についても重要。居宅訪問型事業について離島、僻地等で他に利用できず、市町村が必要と判断する際は活用できるようにすることは望ましい。今回の地域型保育事業について具体的な提案については支持したい。

(事務局説明概要) 独立行政法人日本スポーツ振興センター保険については、法律に基づいており先般幼保連携型認定こども園は対象になったが3歳未満児については対象外になっている。今後この点について検討を進めると共に、他の保険の活用等についても検討したい。

(2) 幼保連携型認定こども園の認可基準について

- ・事務局より資料2「幼保連携型認定こども園の認可基準について」説明ののち協議がなされた。当連盟の橘原委員から下記について述べられた。

(橘原委員) 幼保連携型認定こども園については、幼・保の特質を考慮し、子どもにとって最良の施設となることを目指す必要があることから、より良い認可基準が求められると共に、その機能に対応した公定価格の検討が必要であること。

職員配置については、公定価格の議論の進捗と合わせて検討することが必要と考える。なお、学級編成に関連して、職員配置については今回改正の趣旨である「質を確保し向上させる観点」から例えば0歳児3:1、1歳児5:1、2歳児6:1、3歳児15:1、4、5歳児25:1とすることを要望しておきたい。

開所日については、利用者の利便性を考慮し、現行保育所と同様の開所日数とすると共に、1日の開所時間は原則11時間とする。なお、教育時間とは本来、1日の保育時間全体を通して流れるも

のであると考える。したがい、幼稚園機能の子と保育所機能の子を混合してクラス編成する通常の認定こども園を想定した際には、あくまで標準としての時間は定めるとしても、保育所機能の子どもに対する広い意味での教育はその子が帰宅するまで続くのであり、夜間保育等のことも踏まえ、1日の教育時間を実際にどのように確保するかは現場の実情に合わせて弾力的な取扱いを認めるべきと考える。食事の提供については、とくに食育の観点から欠かせない重要な保育・教育時間の一環であり、在園するすべての子どもに対して自園調理が大原則であると考え、念のため触れておきたい。

＜委員の主な意見概要＞

- 園長等の資格については、但し書きで「同等に資質の向上」を確認していく必要がある。幼保連携型認定こども園への移行特例を検討することが方向性として含まれることは評価したい。
 - 園長資格については、明確に記載すべき。
 - 園長資格について「また」が「但し書き」になり5年の経過措置を設けることには概ね同意。園長という仕事は、資格と免許がありさえすればよいということではないが但し書きにはそのような視点が必要。学校保険安全法について見直しの動きがあると伺っているが、詳しいお話について伺いたい。
 - 園長資格についての提案は賛同するが、将来的に何らかの形で検討する必要はある。また園長を補佐する役職についても認定こども園にかかわらず必要であろうと考える。アレルギー対応の加算等も必要なのではないか。
 - 園長資格については、基本的には両免を持っていることは前提であろうが、園長としての固有に資格を考えた際は、管理者としての責任が保護者との信頼関係の形成等が求められる。園を運営することからは必要。
 - 食事の提供については、保育に欠ける、欠けないにかかわらず食事の提供が位置づけられる方向性が示されたことは賛意を示したい。
 - 運動場等の代替地の取扱いについては、子どもの立場から考えると認定こども園と保育所で差別化がおきてしまうのではないか。健診については、母子保健との健診の情報をできる限り連携できるようにして頂きたい。
 - 新規の設置における保育室の設置階については、3階以上であっても近年は火災等の安全は確保されていることから幼保連携型認定こども園で認められていないのかはよく理解できない。水害の危険性が大きい地域ではむしろ3階以上の建物が必要であり、既存の例も参考に考慮して頂きたい。
 - 基本的な考え方について、学校に相応しい基準にすることが基本であろうと思うので全体にしっかり貫いてほしい。移行特例については年限を予め決めるのではあれば意味がある。
 - 今回の新設の基準についても賛同したい。移行特例については、各施設間の判断がきちんとできることが必要。健診については、歯科検診はどのようにしていくのか。
 - 既存施設からの移行については、10年間の間に移行ができるような配慮も必要。
 - 幼保連携型認定こども園において一時預かり保育や延長保育に保育士資格のみの者が対応できるのか。今回、園児要録については、転園した場合も対象になるが3歳以上等も含まれるのか。
 - 既存施設からの移行については、設置階について認めていくことは必要。新設については質を下げべきではない。
 - 園庭等について、もう少し議論をする必要がある。現状の福島のようにイン・ドアという考え方もあるのではないか。
- (事務局説明概要) 園長の資格の件について保育教諭については5年間の特例期間を設けているが、園長についてもそうした対象として考えることは必要。園庭についての意義については教育上の必要なスペースとして位置づけられているがそうした必要性については保育所も同様であろう。屋上については、安全性の視点と教育的観点からの環境設定として考える際に一般的な観点からも必要であろうと考える。これらのすべてが従うべき基準なのかについては今後吟味をしていきたい。学校保険安全法の見直しについては改正ではなく、健康診断の項目の見直しと認識している。一時保育等の一般の保育事業であれば保育士資格で良いと考えられる。要録についてはすべての子どもが対象。専任の保育教諭についてはいついかなる場合にも専任でなければならないということではない。学級担任は常勤的な職員が相応しいと捉えられるため今後検討したい。歯科検診は健康診断項目に入っている。
- ・一時預かり事業等は別途の事業であり個別に検討されるものではあるが、現状の保育事業の扱いであろうと思う。

(3) 確認制度について、(4) 地域子ども・子育て支援事業について

- ・事務局より資料3「確認制度について(運営基準等を中心に)」、資料4-1「利用者支援事業について」4-2「病児保育事業について」4-3「延長保育事業について」4-4「多様な主体の参入促進事業について」4-5「地域子ども・子育て支援事業の主な検討課題と委員からのご意見への対応方針について」説明がなされ協議がなされた。

当連盟の橘原委員から下記について述べられた。

(橘原委員) 確認制度については、新制度における幼保連携型認定こども園については、既存保育所と同様に第二種社会福祉事業の児童福祉施設としても位置づけられていることから、市町村及び社会福祉法人以外に限るとしたこれまでの整理を参考に、実費徴収以外の上乗せ徴収は認めるべきではないと考える。

＜委員の主な意見概要＞

- 確認制度について、重大な事故が発生した場合の対応方針には賛同するが、可能な限り速やかに検討するという視点が必要。利用者支援事業については、親が子育てをしていくことに前向きに支援していくという際にサービスの利用になかなか結び付かないケースについては、関係機関との連絡調整、地域資源の開発は行政の責任において行う高度なソーシャル・ワークなのではないかと考える。新制度の施行後、母子保健との関連でも検討をする等の方向性を示して頂きたい。妊婦健診等についてもこうした点に関連することも想定されるので、国・自治体のレベルで検討を頂きたい。併せて財源も無償化していくことではないかと思われる。
- 確認制度について、応諾義務の正当な内容については慎重に検討すべき。上乗せ徴収については、公定価格の中で議論する旨は何っているが、一定の枠や低所得層等との問題を考えていく必要がある。撤退時の財産の扱いについてはどのように考えるか。利用者支援事業については、自治体により行政担当者が行うケースや児童館職員が相談を受けるケース等もあるので幅広く対応を考えるべき。
- 確認制度については、応諾義務と上乗せ徴収について、私立学校としての特性として述べてきていることであり、私立学校を守る立場での資料提示をお願いしたい。保護者との直接契約方式であり、相互に確認をするので、そうした点を重視して頂きたい。病児保育、延長保育についてはワーク・ライフ・バランスとセットで検討していく必要がある。
- 確認制度について、応諾義務の順守については必要である認識は共通であると思うが、実際には障害児を受け入れない施設があるケースもある。ぜひしっかり担保できる制度にして頂きたい。そのためにも公定価格の際に配慮して頂きたい。福祉施設に参入されるのであれば応諾義務は仕方ないもののご理解頂きたい。重大事故の基準とは何か明確に提示して頂きたい。会計基準については、配当そのものが悪ということではないので一律禁止ということについて反対。多様な主体の参入促進については、事業者向けのコンサルティング等も一つの方法として有効。
- 確認制度の衛生管理が入った点は評価したい。自己評価にしっかりしたものを作って頂きたい。病児保育事業、延長保育事業については、ワーク・ライフ・バランスの実現は前提であるが、ファミサポとの関連でも整理して検討していく必要がある。
- 小規模保育について事務処理についてはとくに国がガイドライン等提示して統一したフォーマットにして頂きたい。病児保育については、体調不良型については看護師加算のような形で支援できるように位置づけを見直した方が良いのではないかと。訪問型については利用者補助という視点の説明を加えて頂きたい。併せて自治体があっせんするだけのファミサポとの違いを明記すべき。
- 延長保育事業に訪問型を加えることについては、ファミリー・サポート事業で行われていることも踏まえ、新たな訪問型を設けることについては費用負担の点から問題があると考えられ、それらの事業の明確な線引きを提示して頂きたい。
- 地域子育て支援事業については市町村の取組により差が出るものであり、国や都道府県による推進をお願いしたい。利用者支援事業については、ワン・ストップで継続的にどこにいてもサービスが受けられるものとして評価される。そのための従事者の位置づけも大切であり、併せてこうした事業を位置づけることでより地域の保健師、行政等との連携も強化できるのではないかと。
- 病児保育については地域の保育所の乳幼児に対する感染する体制や感染症の情報の提供、研修の充実等が重要であり、財政支援も必要。地域子育て支援拠点事業については、人口減少地域でも安定的に運営できるようにしていくことが必要。地域の実情を踏まえた位置づけが必要。

○重要事項説明のモデルを示していく必要がある。応諾義務については市町村がどのように調整していくかは重要。予め選考方法をそのためにも公表していく必要がある。管理運営について、事故の発生を防止すること、再発防止をすることが重要。地域型保育については市町村が立ち入れ検査をすることは考えられるが施設型給付については、都道府県が措置権者ではあるが市町村に給付の責任はあるので、そうした点をどのように考えられるのか提示して頂きたい。苦情処理についても含めて行政との連携のイメージを明確にしていきたい。

(会長) 時間の関係もありいくつかの質問については次回お応えしていきたい。

以上

◇国子ども・子育て会議(第9回)、基準検討部会(10回)合同会議開催について◇

◇ 12月16日子ども・子育て会議(第9回)、基準検討部会(10回)合同会議が13:00~16:00まで開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

議事内容 (1)保育の必要性の認定について (2)公定価格について (3)放課後児童クラブについて(報告) (4)その他

<ポイント>

- 「保育の必要性の認定について」は、とくに新制度における保育短時間認定について意見が示された。
- 公定価格のとくに個別の論点について審議が行われた。
- 「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書(案)」について報告がなされた。

※以下敬称略

- ・無藤部会長の進行により、はじめに事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ定足数を満たしている旨報告された。併せて議事進行について説明された。

(1) 保育の必要性の認定について

・事務局より資料1「保育の必要性の認定について」説明ののち協議がなされた。当連盟の橘原委員から下記について述べられた。

(橘原委員) 早朝、夜間の延長、休日については加算の対象になるのか否か。保育必要量のイメージにおいて仮に「日曜日等の開所については、延長による対応で設定する」のであれば少なくともこれまでの現行保育所以上に十分な対応がなされる内容であることを望みたい。

<委員の主な意見概要>

- 案3の「新制度における保育認定(保育短時間認定)に当たっての就労時間の下限については、現行制度における実態を踏まえ、1ヶ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする」ことを支持したい。今後6時間ならどこでも保育を利用できるといった誤解が広がらないようにして頂きたい。10年間程度の見直し期間なのかは伺った上で考えたい。
- 保育短時間の下限について、対応方針新案について案3を支持したい。
- 保育時間のイメージについては非常にわかりづらい。結局11時間利用可能にするのであれば、8時間の意味がよくわからない。2~3時間就労してそれ以上の必要がないのに8時間利用できることを助長することにならないか懸念する。短時間保育認定についても預かり保育等の利用ができるとされているが保育を利用できる場合にそちらに偏るのではないかと危惧される。
- 保育の認定に係る基準については、基本的に保育を行う方々と自治体の方々にお任せしようと考えてきたが、今の若い世代が子育ての困難がある中で、昭和の時代に作った救貧対策としての保育やある程度しっかりした家庭を前提にした幼児教育に対して、グローバル化や失業、転職の多さ等非常に不安定な社会であること。ネグレクト等養育の困難等がある中で、子どもが仲間と共に過ごす空間がありきちんと育つということをどのように保障するかが問われている。可能な限り子どもが必要とする環境を保障していくという観点で可能な限り考える必要がある。親の就労でないところで、仲間と共に一日8時間、6時間なり育つことの保障を考えて頂きたい。
- 長時間・短時間の対応方針に概ね支持したい。ただ、多様な就労をしている方もいらっしゃる中である程度市町村の判断も加える必要がある。外国籍の子どもも対象であることを規定すべき。放課後児童クラブの職員が延長保育を利用することも想定して頂きたい。

- 保育短時間の下限については、今回保育を必要とする子どもにとって保育の提供を行うという規定がなされたことを受けて、そうした方針を48時間であってもきちんと10年間なりの移行措置を経て国の基本的な考え方を統一していくことは重要である。保育の提供をきちんと行うという方針を定める上でも必要。
- 48時間以上ということの考え方で10年間の移行措置を行うということを支持してきたが新たに示された案3を支持したい。利用時間を単に線引きすることなくあくまで利用可能な保育を決めるとい新制度本来の考え方をお願いしたい。各自治体が地域の実情に応じて、幼稚園の預かり保育等を活用してきた実態も考慮すべき。多様な地域事情、就労実態等を考えると案3を支持したい。
- 知事会としては提示された内容について支持したい。今後は各自治体に周知をして円滑な認定ができるようにしていきたい。

(事務局説明概要) どのような就労形態を想定しているのかという点については、フルタイム労働者を想定して週40時間、5日間働くとして8時間/日程度、労働基準法上の休憩時間、通勤に各1時間程度ということ想定している。もともと長時間、短時間と区別をして資料をお出ししてきたが、フルタイム就労は通常勤務、それより短い時間が短時間なのだというこの会議でのご意見を反映して7月26日よりこのような表現を行ってきた。また短時間認定でカバーする範囲については、保育現場の人員配置等大きな混乱がないように二区分ということの経過であった。土曜日については、これまでの保育の実態の中で土曜も含めて開所し、土曜を利用しない方は利用しないという実態の中で行ってきたが、一定数はまだまだいらっしゃるの、一定数以下減らせないだろうということ想定している。日曜については、現行保育制度では祝祭日と共に抜いた日数で計算しているが、利用する側から月曜から日曜を利用する方と火曜から日曜利用する方もいらっしゃる中で、利用料に差を付けないよう通常延長保育として別途の保育として対応する場合は別途補助ということ考えなければならないということ。

短時間について8時間を超えて利用する場合は、保育標準時間認定の取扱いと同様に延長保育として取り扱うものかについては、法律上の認定については月当たりということ提示しているが実際の運用については週当たり、一日当たりという考え方になる。延長保育事業の運用を詰める必要はあるがそうした延長保育ということで捉えられると考える。

経過措置の期間について10年間とすることが妥当なのか否かについては、仮に64時間というラインをとった場合月80時間、96時間という自治体がありそうした自治体において利用対象にならなかった方が利用の対象になり、そうした整備をしていく必要が出てくる。自治体にとってある程度必要な時間を対応できるように整備していくためにはそれくらいの時間が必要であろうということでありご理解頂きたい。

(2) 公定価格について

事務局より、本日の資料2-1「公定価格について(個別論点を中心に)」、資料2-2「利用者負担について」については、第8回の子ども・子育て会議で提示をした同様の資料内容であることが説明され協議がなされた。当連盟の橋原委員から下記について述べられた。

(橋原委員)国会での付帯決議に即して職員処遇の改善を考えた際に、認可保育所と新たな幼保連携型認定こども園の公定価格に格差をつけないことが重要。子どもの処遇に格差を生じさせることのないためにも、新幼保連携型認定こども園と認可保育所で職員体制や保育単価は同一にすべき。また保育教諭や保育士との間に格差を生じさせることのないようお願いしたい。職員配置については、国会での付帯決議も踏まえて3歳児については現行保育所における「20対1から15対1」に改善をすると共に、併せて4歳・5歳児については「30対1から20対1」に早期に改善し、保育の質を向上することが必要である。公定価格の算定については質の高い幼児教育・保育が保障されるよう各項目の積算根拠を明確に示される内容にする必要があり、個別費目の積み上げ方式を支持したい。

＜委員の主な意見概要＞

- 人材確保や職員の処遇の改善に係ることについて、とくに3歳児の職員配置等実態に即したものにしたい。アレルギー対応や、発達障害児、虐待を受けていると思われる子どもについての多様な対応ができること。利用者により負担が異なることに対する対応等についても必要である旨の意見が寄せられていることを触れておきたい。

- 国会での附帯決議等において、新制度による質の改善として、職員の定着・確保を図っていくため、職員の処遇改善を行うことは当然のことである。いま様々な課題を持った子どもが保育の現場にきている中で勤続5年の職員で良いのかについては課題がある。
 - 公定価格についての基本的な考え方は積み上げ方式が適当なのではないか。基本構造に関わるものは、1歳児の職員配置基準の改善を図るべきである。所長については9割以上設置されているので、資格要件も含めて必置として頂きたい。主任保育士についても役割と業務内容を明確にした上で、基本額において定数とは別に専任で算定するとともに職責に応じた処遇の改善が必要である。アレルギー、感染症、体調不良児、食育などに対応するために保育士に加え、多様な専門性を有する看護師、栄養士の配置が必要である。処遇改善については保育所以外の児童福祉施設における民改費は「14年以上」の区分を上限とする民改費が設定されており、当面の措置としてこれらの例を参考とした改善が必要である。3歳以上児の主食は、各家庭から持参すること前提とした単価設定となっているが、社会の変化に対応し主食も含めた公定価格にすることが適当である。障害児保育は、特定教育・保育施設における受入が基本であり、指定教育・保育施設における応諾義務を踏まえた受け入れ体制の確保を促進するためにも、障害児保育事業を都道府県又は市町村独自の「地域子ども・子育て事業」として実施すべきことなどについて国としての方針を示すべきではないか。管理経費については減価償却費相当分と施設整備費補助の選択方式又は施設整備費補助に当たって減価償却費相当分補助済額を減算する方式が考えられるのではないか。第三者評価の費用については、第三者評価の受審に係る必要なコストを公定価格に反映することなどが考えられる。また施設類型により、養護教諭と看護師・保健師、栄養教諭と栄養士など資格や職名が異なっているが、役割等が類似する職種については弾力的な対応が必要である。園長を補佐する管理職の配置については、施設類型に如何に関わらず共通の課題とすべき。保育所がこれまで手がけた各種事業が、子ども・子育て支援法において地域子ども・子育て支援事業として法定化されており、子育て支援機能のあり方については、当該事業との整合性を図ることが基本であると考え。事務処理体制については、日常的な事務負担の増大、新社会福祉法人会計基準の施行、情報公開等に対応するため事務職員を必置とする必要がある。
 - 地域型保育事業については、研修費用等を考慮して管理者、事務体制についても公定価格の中で考慮して頂きたい。平日か休日なのか、昼間なのか夜間なのかということによって区別して頂きたい。労働基準法上は、特例として考えて頂きたいが万一それが難しい場合は複数体制ということによって考えて頂きたい。居宅訪問型については保育士のみならず様々な資格を持った方々が係るのではないかと考え、保育者ということによって公定価格を考えて頂きたい。
 - 公定価格については、幼保連携型認定こども園、保育所ということによって差を設けることはないようお願いしたい。新制度において、事務量にも対応ができ、研修等で質を確保して、障害児にも対応できる加算等が必要ではないか。事務処理体制についてはできる限り早く検討して頂きたい。
 - 保育士の処遇改善については、極めて重要であり、実態からも公定価格で明確にしつつキャリア・アップや定年まで就労できる保障が必要。障害児の受け入れについては、職員の加配が可能になる措置が必要。
 - 保育士のキャリア・アップについてはしっかり担保する必要がある。利用者負担については、現行の負担水準を見ると公・私立の差が大きいため改善が必要。
 - 新制度により、これまで出された理念を公定価格に反映させることが必要。いくら良い制度ができて予算がなければならぬので、それらの確保を前提としてお願いしたい。
 - 預かり保育についても課題のある子どもが多いので、そうした状況に対応できる職員体制と処遇の改善をお願いしたい。
- (事務局説明概要) 減価償却の取扱いについての一定割合は、どの程度かはまだ今後の検討ではあるが、現状の施設整備という際に保育所は現在公費 3/4 補助、幼稚園の場合は公費 1/3 補助であり、こうした足元の状況を参考に検討頂ければと思っている。

(3) 放課後児童クラブについて(報告)、その他

事務局より資料3「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書(案)」について報告がなされた。資料4-1「地方版子ども・子育て会議の設置状況について」、資料4-2「ニーズ調査の実施状況について」説明がなされた。参考資料1「次世代育成支援対策推進法の概要」、参考資料2「今後の次世代育成支援対策推進法について(報告)」について説明がなされた。

- 放課後児童クラブについて今後の対応はどのようになるか。

- 学童クラブについては、対象年齢の拡大に伴い、指導員の確保等が必要になるが、利用体制を整備した上で対応をしていくことになると思う。高学年の利用希望について等提供体制を確保する必要がある場合、指導員の確保等自治体により必要になる。各自治体が混乱することなく、各地域の実情に応じて対応できるようにして頂きたい。
 - 放課後児童クラブについて、開所時間については、保護者のニーズだけでなく、子どもの生活の保障の観点から一時預かりの放課後児童も対応できるように小学校3年生まで対象にして頂きたい。
 - 放課後児童クラブと放課後子ども教室は役割が異なるのではないかと考え、子どもの居場所という観点では共通ではあるがそうした観点で進めて頂きたい。
 - 企業の次世代育成を引き続き進めるためにも次世代法の継続は必要。放課後児童クラブについては資格のない方についてのスクーリングをお願いしたい。
 - 放課後児童クラブについては子どもの視点を大切にすることでなく子どもの声を丁寧に拾える職員の資質の確保をお願いしたい。
- (事務局説明概要) 今後は同報告書を公表し、それをもとに省令基準策定をして年度内に提示をしていく。26年度に各自治体で条例化をして頂くながれ。
- ・放課後児童クラブと子ども教室は役割が異なるという点はあったが、今後文部科学省とも連携して子どもの居場所という視点で取り組んでいきたい。頂いたご要望について今後取り組んでいきたい。保育所は8割延長に取り組んでいる中で6割ということで今後も取り組んでいきたい。

次回日程については、12月26日(木) 子ども・子育て会議(第10回) および子ども・子育て基準検討部会(第11回) 合同開催 13時半~16時半の予定であることが説明された。

以上

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp